

令和3年度滋賀県土木交通部総合評価等に関する説明会（令和3年4月20日）

<質疑応答>

○難工事指定について

ご意見・ご質問	回答
<p>難工事の施工実績を追加されるとのことですが、難工事指定制度実施要領が令和3年4月1日より施行するとあります。</p> <p>指定要領の第3条の指定の方法で発注者が入札公告・特記仕様書に明示するとされていますが、本年度の入札において本項目が評価項目として指定されている場合、第2条に記載されています工事難易度がⅣ以上の工事を過去にしたことを、どのようにして判断して各発注事務所に評価証明をしてもらえばよろしいのでしょうか。</p> <p>工事難易度Ⅳ以上の判別の仕方が分かりません。</p>	<p>難工事の指定をされた工事（難工事指定工事）を工事成績評定が65点以上で完了し、目的物の引渡しを完了された場合、発注機関から難工事評価実績証明書を発行します。</p>
<p>実績証明書は発注機関から郵送されてくるのでしょうか。</p>	<p>実績証明書は郵送を想定しています。</p>

○配置予定技術者等のCPDについて

ご意見・ご質問	回答
<p>証明書には前年度より「変更なし」となっていますが、評価の基準日において、前年度はコロナ対策による緩和措置として入札公告日の属する年度の前年度の4月1日から技術提案書の提出締切日が対象となっていました。原則前年度の10月1日から提出締切日までが対象とし、例外として本年度もコロナ対策による緩和措置で前年度4月1日から提出締切日と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>本年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等にかかる総合評価方式の運用を継続しており、配置予定技術者等のCPDについて、評価基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）を入札公告日の属する年度の前年度の4月1日から技術提案書の提出締切日までとしています。</p> <p>なお、このことについては、滋賀県のHPに掲載しています。</p> <p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/314172.html</p>
<p>令和2年度はコロナ対策によりCPD対象の講習が軒並み中止になり、20ユニット/年を満たすことが困難であると思われます。緩和措</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会が例年に比べ減少したことは把握しておりますが、オンラインによる</p>

<p>置として今年度は選択項目にして頂きたい。</p>	<p>講習が十分あることから、CPD の単位について、各団体の推奨単位以上の取得が可能な状況にあると判断しています。</p> <p>講習会等の開催状況については、引き続き注視してまいります。</p>
-----------------------------	---

○若手・女性技術者の配置について

ご意見・ご質問	回答
<p>優秀な若手技術者の表彰について、令和3年度に評価されるのは、令和元年度および令和2年度の表彰者だけでしょうか。</p> <p>過去に受賞したものは、優秀な技術者としてカウントしていただけないでしょうか。</p>	<p>「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者については、令和元年度および令和2年度の被表彰者のみが対象となりますが、過去に受賞された優秀な技術者については、※1の「またはこれに相当する技術者（※2）」に該当する場合は、評価の対象となります。</p>
<p>※1の「またはこれに相当する技術者（※2）」も令和元年度と2年度の実績でしょうか。</p>	<p>令和元年度または令和2年度の表彰対象者に相当する技術者が対象となりますので、平成30年度および令和元年度に完了した工事に従事し、※2に記載の条件を満足する技術者が対象となります。</p>
<p>平成30年度に若手技術者土木交通部表彰を受けていますが、被表彰者としては無理なので、令和元年度に80点以上の工事实績があれば「1.0点」で申請できるということでしょうか。</p>	<p>これに相当する技術者（※2）については、平成30年度以前における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者であるかどうかに関わらず、※2の運用を適用することとしています。</p>
<p>今年度より評価の対象を基準日において40歳以下の者とされているが、年齢と考えるとよろしいのでしょうか。</p>	<p>評価の対象としては、当該工事において、「監理技術者または主任技術者」または「専任の技術者」として、当該工事の「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」もしくは「女性」の優秀な技術者または技術者を当該工事に配置することを評価することとしています。</p>
<p>40歳以下に引き上げたことにより、35歳から40歳の者が出てきて年齢の要件は満たすのですが、表彰年度の前年度に完成した工事だけを対象とすると、35歳以上で80点以上の工事成績を納めている人が表彰を受けられないの</p>	<p>滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰については、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てるとともに、女性の建設産業への入職促進に資することを目的として</p>

<p>は、かなりの不公平感がありますがどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>います。</p> <p>そのため、表彰対象となる建設工事は表彰年度の前年度に完成した工事としています。</p> <p>表彰の資格基準を満足する技術者の方がおられましたら積極的に推薦をお願いします。</p>
<p>評価対象年齢の引き上げによる緩和措置として、35歳以上の技術者は、表彰年度の過去4年以内完成した工事、来年度の表彰は過去3年以内のように段階的にすることにより不公平感が無くなると思うのですがどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

○応急危険度判定士について

ご意見・ご質問	回答
<p>滋賀県被災建築物応急危険度判定士の資格保有者（2名以上）の雇用の評価は、建築案件のみ加算の対象になるのでしょうか。</p>	<p>滋賀県被災建築物応急危険度判定士の資格保有者（2名以上）の雇用の評価項目については、基本的に建築工事を対象に設定することを想定しております。</p>

○入札参加資格申請について

ご意見・ご質問	回答
<p>入札参加の基準日について、令和4年度の申請から技術者の登録において決算日より6ヶ月以前に雇い入れていないと認められないということではよろしいでしょうか。</p>	<p>令和5年度の名簿のために行う令和4年度の申請の際は、審査基準日が直前決算日となります。</p> <p>技術者には直前決算日より6か月超えの雇用期間が必要となります。</p>
<p>先日まで10月1日が基準日であると思っていた。急な変更のため、経過措置等の予定はないのでしょうか。</p>	<p>審査基準日の変更は令和5年度の名簿のために行う令和4年度の申請から適用されません。</p> <p>令和3年度の10～12月に行う令和4年度名簿のための申請審査基準日は令和3年10月1日です。</p>
<p>令和4年度の入札参加ではなく、令和4年の申請（令和5年度）分の事でよろしいでしょうか。</p>	<p>審査基準日の変更は令和5年度名簿のための令和4年度の申請から適用です。</p>